

法務省民二第57号
令和6年1月24日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

三菱UFJローンビジネス株式会社及びダイヤモンド信用保証株式会社が発行する担保権の登記の抹消に係る委任状への押印の取扱いについて
(通知)

標記について、別紙甲号のとおり三菱UFJローンビジネス株式会社代表取締役社長及びダイヤモンド信用保証株式会社代表取締役社長から民事局長宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

2024年1月10日

法務省民事局長 殿

三菱UFJローンビジネス株式会社

代表取締役社長

ダイヤモンド信用保証株式会社

代表取締役社長

三菱UFJローンビジネス株式会社ならびにダイヤモンド信用保証株式会社が発行する不動産登記申請関係書類への押印の取扱いについて（照会）

三菱UFJローンビジネス株式会社（以下「MULB」という。）ならびにダイヤモンド信用保証株式会社（以下「DHC」という。）（以下両社を総称して「弊社ら」という。）の業務に係る不動産登記事務につきましては、平素より格別の御指導、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、不動産登記申請を行う場合に必要な書類には登記権利者（権利承継者を含む。）又は登記義務者の代表者印の押印が必要ですが、弊社らが保有する債権は2023年10月末現在で約74万件（MULB約68万件、DHC約6万件）あり、また、そのうち担保権抹消登記だけでも年間約5万件（MULB約4万件、DHC約1万件）という膨大な量となるため、登記関係書類すべてに押印を行うのは事務手続上および体力上困難を極めるところです。

つきましては、原則として、弊社らが作成する不動産の担保権抹消登記のための委任状につきましては、代表者印の押印に代えて、当該代表者印の印影を弊社らがそれぞれ業務上使用する電子計算機に登録し、この印影を当該担保権抹消登記用委任状に印刷したものを、貴管下法務局又は地方法務局に提出させていただき取扱いとして差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合は、その旨を貴管下法務局及び地方法務局登記官に対して周知いただきますよう併せて依頼します。

以上

法務省民二第 5 8 号
令和 6 年 1 月 2 4 日

三菱UFJローンビジネス株式会社代表取締役社長 殿
ダイヤモンド信用保証株式会社代表取締役社長 殿

法務省民事局長

三菱UFJローンビジネス株式会社ならびにダイヤモンド信用保証株式
会社が発行する不動産登記申請関係書類への押印の取扱いについて（回
答）

本年1月10日付けで照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り
扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局及び地方法務局に通知しましたので、申し添えます。